宇部市長 様

# 施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

	第1	四半期
令:	和	年
4.	月~6	月分

	第2回	四半期
令	和	年
7	月~9	月分

	第3	四半期
令:	和	年
10	月~1	2月分

	第4匹	半期
令	和	年
1	月~3月	引分

私は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、宇部市内に居住していることを宇部市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを宇部市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を宇部市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を宇部市が確認すること。

## 1. 請求金額

金 額	F.
-----	----

## 2. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	認定	生年月日	年	月	日
氏 名	認定 子ども との 続柄	電話番号			
現住所					

## 3. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリ	リガナ							法第36	)条(	D 4 0	り認	定種別	□ 第2号	□ 第:	3号		
氏	名							認	定		番	号					
4	71						:	生	年		月	日		年		月	田
請	求	年	月	期	間	の	住	所	変	更							
	変更な	し		転入	. (		年	月		日)		□転出	出 (	年	月	日)	

## 4. 償還払いの振込先

- □ 継続、新規(振込先届出済)【前回の振込先または届出済みの口座に振り込みしますので、振込先の記入は不要です。】
- □ 新規(振込先届出未済)、変更【以下の振込先を記入してください。】

※原則、請求者名義の口座になります。特別な事情により請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、 委任状(様式第2号)の提出が必要となります。

金	融	機	関	名	預	金	種	皿	□普讪	通	」当區	臣	
	3	限行・信用金庫		支店	П	座	番	号					
	<u>F</u>	農協・信用組合		出張所	口座	名義(	カタカ	1ナ)					

※通帳の写しなど、振込先口座の情報が確認できるものを添付して下さい。

事務担当者	本人	(連絡先	同上	)	

## 5. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業

	1	施設・事業名						
		契約している利用料※1	□月額	円	□日額	円	□時間額	円
	2	施設・事業名						
		契約している利用料※1	□月額	円	□日額	円	□時間額	円
	3	施設・事業名						
		契約している利用料※1	□月額	円	□日額	円	□ 時間額	円
	4	施設・事業名						
I		契約している利用料※1	□月額	円	□日額	円	□ 時間額	円

- ※①~④に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。
- ※1 <u>該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にVを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。</u>

#### 6. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳

利用年月日		認可外保育施設 に支払った 月額利用料 (保育料) (a) ※2 ※3	一時預かり事業・病 児保育・子育て援助 活動支援事業に支 払った月額合計利用 料 (b) ※2	支払額合計	月額上限額 (d) ※4	請求額 (cとdを比較して 小さい方)
年	月	円	円	円	円	円
年	月	円	円	円	円	円
年	月	円	円	円	円	円
年	月	円	円	円	円	円
年	月	円	円	円	円	円
年	月	円	円	円	円	円
年	月	円	円	円	円	円
年	月	円	円	円	円	円
年	月	円	円	円	円	円
年	月	円	円	円	円	円
年	月	円	円	円	円	円
年	月	円	円	円	円	円
_			合計			円

※2 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類 (施設からの領収証等) と特定子ども・子育て支援提供 証明書をすべて添付して下さい。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

- ※3 <u>利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の</u> 月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
  - 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
  - ・月途中で認定期間が終了する場合、
  - または別の市町村へ転出する場合の限度額:37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
  - ・月途中で認定期間が開始される場合、
  - または別の市町村から転入した場合の限度額:37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数